

公益信託 山田悦記念奨学基金

2026年度 募集要項

1. 応募資格	(1) 神奈川県川崎市に所在する公私立高校に2026年4月に入学した生徒で、 経済的理由により就学に困難を生じうる者。 (2) 全日制課程又は定時制課程の生徒（単位制高校・通信制課程を除く）。
2. 応募手続	奨学金を希望する者は、以下の提出書類を受託者（三井住友信託銀行）宛提出してください。 (1) 提出書類 奨学生願書（本人） 奨学生推薦書（学校長） 収入を証明する書類 ※書類は返却いたしません。 (2) 提出期間 2026年4月1日（水）～2026年5月13日（水） （下記提出先必着）
3. 募集人員	1年生8名程度を募集します。但し、各高校からの推薦は1名とします。
4. 奨学金給付額	給付月額2万円（返還の義務はありません。）
5. 奨学金給付方法・給付期間	(1) 給付方法 原則として毎年4月、7月、10月、1月に3ヶ月分を銀行振込の方法により給付します。但し、初回は7月頃に6ヶ月分を合計して給付します。 (2) 給付期間 2026年4月から正規の最短修業期間とし、最長3年とします。定時制に在学する生徒に対しては、当初の3年間に奨学金を給付します。
6. 選考および選考結果の通知	奨学生については、願書、推薦書等に基づき、当基金の運営委員会において選考します。選考の結果は、2026年7月頃、採用・不採用に関わらず学校長および応募者に書面で通知します。
7. 異動の届出	奨学生又はその親権者等は、次の各号のひとつに該当することとなった場合には、すみやかにその旨をこの公益信託の受託者に届け出てください。 (1) 休学、復学、転学、又は退学したとき (2) 本人又は親権者等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき (3) 奨学生が死亡したとき
8. 奨学金の停止又は廃止	奨学生が休学したとき、および学業又は品行などの状況により指導上必要があると認めたととき、更に病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、停止又は廃止します。 この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還してください。
9. その他	その他給付方法等詳細については、原則として本基金奨学金給付規程に基づき取り扱います。 なお、採用された奨学生につきましては、この公益信託の受託者より所属校の学校長宛に、毎学年末に奨学生について所定の生活状況報告書を所属校において作成のうえ、受託者宛に提出するよう依頼いたしますので、ご承知おきください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
山田悦記念奨学基金 申請口
TEL 03-5232-8910(受付：平日 9時～17時)